

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年5月31日

佐賀県人事委員会委員長 坂 本 洋 介

佐賀県人事委員会規則第23号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、<u>本庁の部長、局長、理事、政策統括監、情報統括監、医療統括監、企業立地統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、教育委員会事務局の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、さがデザイン総括監、税政総括監、SSP総括監、スポーツ総括監、脱炭素社会推進総括監、産業DX・スタートアップ総括監、再生可能エネルギー総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長、教育委員会事務局の副教育長、教育危機管理・広報総括監及び総体2024総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</u></p>	<p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、<u>次に掲げる職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</u></p> <p>(1) <u>佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則別表第1に掲げる区分が1種又は2種である職にある職員のうち第4条の2各号に掲げる職員</u></p>

改正前	改正後
<p>2 県職員給与条例第17条第5項の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の10</u>とする。</p>	<p>(2) <u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号給以下の号給を受ける職員を除く。）</u></p> <p>(3) <u>一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第3号）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員（3号給以下の号給を受ける職員を除く。）</u></p> <p>2 県職員給与条例第17条第5項の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、<u>次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員並びに同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち人事委員会の定める職員 100分の20</u></p> <p>(2) <u>前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員並びに同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち人事委員会の定める職員以外の職員 100分の10</u></p>

附 則

この規則は、令和6年6月1日から施行する。